

平成 28 年 6 月

第 2 回稲城市議会定例会議案

(6 月 1 0 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成28年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第30号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第33号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）
- 第34号議案 平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第35号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第36号議案 平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第37号議案 稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）請負契約
- 第38号議案 稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）請負契約
- 第39号議案 稲城市道路線の認定について
- 第40号議案 稲城市道路線の廃止について
- 第41号議案 損害賠償の額を定めることについて

第42号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例等の一部を改正する条例）

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

<報 告>

第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度東京都稲城市一般会計予算）

第2号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）

第3号報告 事故繰越し繰越計算書について（平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算）

第4号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について

第5号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第30号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

愛の手帳に関する事務、心身障害者福祉手当の支給に関する事務及び特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務をマイナンバーの独自利用事務に追加し、もって市民の利便性の向上及び事務の効率化に寄与するため、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6	愛の手帳（東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付する手帳であって、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるもの
7	稲城市心身障害者福祉手当に関する条例（昭和49年稲城市条例第33号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8	稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例（昭和53年稲城市条例第14号）による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中

「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に

改め、同表の2の項中

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの	を
------------------------	---

「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

に

改め、同表の3の項中

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

改め、同表の5の項中

「障害者関係情報であって規則で定めるもの

を

「障害者関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に、

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「心身障害者福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に

改め、同表の6の項中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

「障害者関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に

改め、同表の7の項中

「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に

改め、同表の8の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの

に

地方税関係情報であって規則で定めるもの

改め、同表の9の項中

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの

に

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改め、同表の10の項中

児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの

に

児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの

改め、同表の18の項中

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの

に

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改め、同表の19の項中

障害者関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの

に、

地方税関係情報であって規則で定めるもの

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

を

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの

稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する情報（以下「特殊疾病患者見舞金関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に

改め、同表の22の項中

「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの」を

「障害者関係情報であって規則で定めるもの」に
「国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの」

改め、同表の24の項中

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの」を

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの」に
「特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの」

改め、同表の25の項中

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの」を

「外国人保護関係情報であって規則で定めるもの」に
「特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの」

改め、同表の31の項中

「ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの」を

「ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの」に
「心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの」

改め、同表の32の項中

「児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの」を

「児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの」に
「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報（以下「母子等給付金関係情報」という。）であって規則で定めるもの」

改め、同表の33の項中

「障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの」を

「小児慢性特定疾病医療費関係情報であって規則で定めるもの」に、
「障害児通所支援関係情報であって規則で定めるもの」

母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	を
母子等給付金関係情報であって規則で定めるもの	に、
児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの	を
児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの	に
心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	

改め、同表に次のように加える。

34 稲城市心身障害者福祉手当に関する条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
35 稲城市特殊疾病患者見舞金の支給に関する条例による特殊疾病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特殊疾病患者見舞金関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	都難病医療費関係情報であって規則で定めるもの
	児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第31号議案

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）の施行に伴い、稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年稲城市条例第215号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（内払）

3 この条例による改正前の稲城市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

第32号議案

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行等に伴い、稲城市市税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第34条の4の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「すでに」を「既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国

の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又

は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認められるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円 を

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

「(ア) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

に改め、

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」

同号イ中 「農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円 」 を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
(イ) その他のもの 年額 5,900円 」 に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に、「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条ただし書中「ことによって」を「ことにより」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」

を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「で年齢18歳未満のもの」及び「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

5 軽自動車等の所有者等が前年度において第1項の規定により減免を受けた同項第1号又は第2号に掲げるものについて、その翌年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第3項に規定する第89条第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項に規定する申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

第91条第2項中「第443条」を「第445条若しくは第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

付則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。付則第10条の2中第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年稲城市条例第24号）

の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「稲城市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第16条第1項	第82条	稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年稲城市条例第24号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
付則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（平成27年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第7項中「、新条例」を「、稲城市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の

申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第1条中第51条、第139条の3及び付則第10条の2の改正規定並びに付則第3条の規定 公布の日。ただし、第1条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第51条及び第139条の3の規定は平成28年1月1日から、新条例付則第10条の2の規定は平成28年4月1日から適用する。
- (2) 第1条中第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに第43条、第48条及び第50条の改正規定、第3条中付則第3条第7項の改正規定（「、新条例」を「、稲城市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (3) 第1条中第18条の3の改正規定、第19条の改正規定（「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、第34条の4、第34条の4の2及び第80条の改正規定、第80条の2を削る改正規定、第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定、付則第15条の次に5条を加える改正規定並びに付則第16条の改正規定、第2条の規定、第3条中付則第3条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び付則第4条の規定 平成29年4月1日
- (4) 第1条中付則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4及び第34条の4の2の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第33号議案

平成 28 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,742,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 6 月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,578,686	1,836	4,580,522
	2 国庫補助金	659,856	1,836	661,692
16 都支出金		5,205,079	5,153	5,210,232
	3 委託金	232,344	5,153	237,497
18 寄附金		3	1,500	1,503
	1 寄附金	3	1,500	1,503
20 繰越金		300,000	33,932	333,932
	1 繰越金	300,000	33,932	333,932
歳 入 合 計		34,700,000	42,421	34,742,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,151,049	3,672	3,154,721
	1 総務管理費	2,492,340	3,672	2,496,012
8 土木費		3,967,032	26,708	3,993,740
	1 土木管理費	539,627	22,208	561,835
	4 都市計画費	2,672,762	4,500	2,677,262
10 教育費		6,348,706	5,153	6,353,859
	1 教育総務費	381,482	5,153	386,635
12 予備費		30,000	6,888	36,888
	1 予備費	30,000	6,888	36,888
歳出合計		34,700,000	42,421	34,742,421

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 1,836 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	659,856	1,836	661,692		
	1 民生費国庫補助金	400,809	999	401,808		
					2 児童福祉費補助金	999
	2 教育費国庫補助金	190,268	837	191,105		
					3 幼稚園費補助金	837
	計	4,578,686	1,836	4,580,522		

第16款 都支出金 (補正額 5,153 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	委託金	232,344	5,153	237,497		
	5 教育費委託金	26,409	5,153	31,562		
					1 教育総務費委託金	5,153
	計	5,205,079	5,153	5,210,232		

第18款 寄附金 (補正額 1,500 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄附金	3	1,500	1,503		
	2 土木費寄附金	0	1,500	1,500		

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 子どものための教育・保育事業費補助金(1/2)	999 999
(子育て支援課) 幼稚園就園奨励事業管理システム改修費補助金(1/2)	837 837

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(指導課) 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金(10/10)	5,153 600
道徳教育推進拠点事業委託金(10/10)	400
スーパーアクティブスクール事業委託金(10/10)	300
理科支援ボランティア活用モデル事業委託金(10/10)	3,675
人権教育研究推進事業委託金(10/10)	178

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	

第18款 寄 附 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(2 土木費寄附金)				1 都市計画費寄附金	1,500
計		3	1,500	1,503		

第20款 繰越金 (補正額 33,932 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	300,000	33,932	333,932		
	1 繰越金	300,000	33,932	333,932		
					1 繰越金	33,932
計		300,000	33,932	333,932		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	1,500
南多摩駅前広場時計設置指定寄附金	1,500

第18款 寄 附 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	33,932
繰越金	33,932

第20款 繰 越 金

第12款 予備費 (補正額 6,888 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	予 備 費	30,000	6,888	36,888	0	0	0	0	6,888
	1 予 備 費	30,000	6,888	36,888	0	0	0	0	6,888
					0	0	0	0	6,888
計		30,000	6,888	36,888	0	0	0	0	6,888

第34号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成 28 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,104,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,620,565	1,512	1,622,077
	2 国庫補助金	119,966	1,512	121,478
歳 入 合 計		9,103,477	1,512	9,104,989

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		24,038	1,512	25,550
	1 総務管理費	14,844	1,512	16,356
歳 出 合 計		9,103,477	1,512	9,104,989

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 国庫支出金 (補正額 1,512 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	2 国 庫 補 助 金	119,966	1,512	121,478		
	2 事 務 費 補 助 金	0	1,512	1,512		
					1 事 務 費 補 助 金	1,512
	計	1,620,565	1,512	1,622,077		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	1,512
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	1,512

第4款 国 庫 支 出 金

第35号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,970,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 6 月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,710,406	4,500	1,714,906
	1 他会計繰入金	1,710,406	4,500	1,714,906
歳入合計		1,966,118	4,500	1,970,618

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		1,834,151	4,500	1,838,651
	1 事業費	1,834,151	4,500	1,838,651
歳出合計		1,966,118	4,500	1,970,618

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 4,500 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,710,406	4,500	1,714,906		
	1 一般会計繰入金	1,710,406	4,500	1,714,906		
					1 一般会計繰入金	4,500
	計	1,710,406	4,500	1,714,906		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	4,500
一般会計繰入金	4,500

第4款 繰 入 金

第36号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成 28 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,769,156千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 6 月10日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 収 入		33	4,122	4,155
	3 雑 入	1	4,122	4,123
歳 入 合 計		2,765,034	4,122	2,769,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		667,485	4,122	671,607
	1 総 務 管 理 費	667,485	4,122	671,607
歳 出 合 計		2,765,034	4,122	2,769,156

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 7 款 諸 収 入 (補正額 4,122 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	雑 入	1	4,122	4,123		
	1 雑 入	1	4,122	4,123		
					1 雑 入	4,122
	計	33	4,122	4,155		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 下水道施設管理上の瑕疵による事故に伴う賠償保険金	4,122 4,122

第7款 諸 収 入

第37号議案

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）請負契約

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 264,600,000円
- 4 契約の相手方 所在地 稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者 代表取締役 大石 行伸

第38号議案

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）請負契約

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）請負契約

稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立中央公民館ホール大規模改修工事（電気）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 170,731,800円
- 4 契約の相手方 所在地 稲城市矢野口416番地
名称 株式会社大電社
代表者 代表取締役 小沢 守利

第39号議案

稲城市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道矢野口2035号線	大字矢野口字宿879番2 地先	大字東長沼字三号806番 1地先
2	市道東長沼2036号線	大字東長沼字三号810番 4地先	大字東長沼字四号1207 番1地先
3	市道大丸2037号線	大字大丸字二号197番4 地先	大字大丸字五号554番3 地先
4	市道大丸2038号線	大字大丸字五号546番3 地先	大字大丸字八号967番1 地先

第40号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道119号線	大字矢野口字中島273番2地先	大字矢野口字中島280番地先
2	市道430号線	大字大丸字八号966番3地先	大字大丸字八号966番1地先
3	市道1392号線	大字大丸字四号466番地先	大字大丸字四号497番地先
4	市道513号線	大字百村字二号183番1地先	大字百村字二号182番地先
5	市道1140号線	大字平尾字二号205番イ地先	大字平尾字二号208番地先

第41号議案

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

下水道施設管理上の瑕疵^{かし}により下水道施設で発生した自動車損傷事故に起因して生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

損害賠償の額を定めることについて

下水道施設管理上の瑕疵により下水道施設で発生した自動車損傷事故に起因して生じた損害を、下記のとおり賠償する。

記

損害賠償の相手方	損害賠償の額
埼玉県所沢市坂之下1090番地 株式会社相馬輸送	4,122,000円

第42号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例等の一部を改正する条例）

稲城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩



稲城市告示第31号

専 決 処 分 書

稲城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第143条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

付則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

付則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

付則第19条、第20条及び第22条中「第20項」を「第19項」に改める。

付則第28条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（平成27年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の

2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第43号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩



専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第1号報告

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度東京都稲城市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し、報告する。

平成28年6月10日

稲城市長 高橋 勝 浩

平成27年度東京都稲城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	自治体情報セキユリティ強化対策事業	27,493,000	27,493,000	0	23,650,000	3,843,000
7 商工費	1 商工費	桜・梨の花まつり事業補助金	5,707,000	5,707,000	0	0	5,707,000
9 消防費	1 消防費	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修 助成金	75,600,000	75,600,000	0	30,240,000	45,360,000
合 計			108,800,000	108,800,000	0	53,890,000	54,910,000

平成28年6月10日 提出

稲城市長 高橋勝浩

第2号報告

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し、報告する。

平成28年6月10日

稲城市長 高橋 勝 浩

平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源 円	未収入特定財源 円	一般財源 円
2事業費	1事業費	稲城榎戸地区事業費	85,541,000 円	80,535,000 円		43,050,000 円	37,485,000 円
		合 計	85,541,000	80,535,000		43,050,000	37,485,000

平成28年6月10日 提出

稲城市長 高橋 勝 浩

第3号報告

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し、報告する。

平成28年6月10日

稲城市長 高橋勝浩

平成27年度 東京都稲城市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

予算科目 款項目	事業名	節	支出為額 行	左の内訳		支出負担額 行予	翌年繰 越額	左の財源内訳			説明	
				支出済額	支出未済額			既 特定財源	入 未 特定財源	入 一般財源		
2 事業費												
1 事業費												
1 公共下水道費	①公共下水道事業	13委託料	367,840,440	335,629,600	32,210,840		32,210,840	21,500,000	10,155,000	555,840		公共下水道第三期事業業務委託等における稲城市公共下水道坂浜地区汚水整備において、推進工法による管渠工事の施工中、埋設支障物により推進停止となった。これに伴い、埋設支障物の調査を実施のうえ発生箇所を特定し、立杭掘削により撤去作業を開始したが、埋設支障物が用途廃止している残置水路のコンクリート構造物であることから、想定よりも頑強なものであったことから、撤去完了までに想定以上の時間を要することとなり、年度内の工事完了が不可能となった。
合		計	367,840,440		32,210,840		32,210,840	21,500,000	10,155,000	555,840		

平成28年6月10日 提出

稲城市長 高橋勝浩

第4号報告

稲城市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、稲城市土地開発公社の平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画を別紙のとおり提出する。

平成28年6月10日

稲城市長 高橋勝浩

平成27年度

稲城市土地開発公社
事業報告及び決算報告書

稲城市土地開発公社

事業報告書

1 概況

(1) 事業概要

平成27年度における公有用地取得及び処分はございません。

なお、平成27年度につきましては、所有する用地を有効活用するため、新たに貸付事業を開始いたしました。

(2) 理事会の開催

開催年月日	件名	結果
平成27年5月18日	平成26年度稲城市土地開発公社事業報告及び決算報告	可決
平成28年3月30日	平成28年度稲城市土地開発公社事業計画及び予算	可決

(3) 評議員会の開催

開催年月日	件名	結果
平成27年5月18日	平成26年度稲城市土地開発公社事業報告及び決算報告	承認
平成28年3月30日	平成28年度稲城市土地開発公社事業計画及び予算	承認

(4) 役員に関する事項

平成28年3月31日現在

役職名	氏名	備考
理事長	石田 光広	副市長
副理事長	武藤 路弘	企画部長
理事	小林 高明	総務部長
〃	西山 誠	市民部長
〃	鈴木 秀治	福祉部長
〃	芦沢 政美	子ども福祉担当部長
〃	吉野 浩章	都市建設部長
〃	久家 康	都市基盤整備担当部長
出納理事	榎本 伸也	会計管理者
監事	関口 明	財政課長
〃	町田 義信	課税課長

(5) 評議員に関する事項

平成28年3月31日現在

役職名	氏名	備考
評議員会議長	北浜 けんいち	市議会議員
評議員	榎本 久春	〃
〃	岡田 まなぶ	〃
〃	中田 中	〃
〃	大久保 もりひさ	〃

(6) 職員に関する事項

平成28年3月31日現在 (単位:人)

区分	庶務係	用地係	測量係	出納係	計
事務局長	1				1
係長	1	(1)	(1)	2	3(2)
主事・技師	2	(2)	(2)	3	5(4)
計	4	(3)	(3)	5	9(6)

*()は、兼務職員を示す。

2 事業執行状況

(1) 用地取得 なし

(2) 用地処分 なし

(3) 用地貸付

賃借人	貸付地	貸付面積	貸付金額	貸付期間
有限会社 北原建材	稲城市大字矢野口 字宿 853 番 10	90.99 m ²	31,600 円	平成 28 年 3 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで

3 会 計

(1) 長期借入金 なし

決 算 報 告 書

(2) 平成27年度稲城市土地開発公社損益計算書
 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	収 益	費 用	損 益
1 事業収益	31,600		
(1) 公有地取得事業収益	0		
(2) 附帯等事業収益	31,600		
2 事業原価		0	
(1) 公有地取得事業原価		0	
事業総収益			31,600
3 販売費及び一般管理費		119,768	
(1) 販売費及び一般管理費		119,768	
経 費		119,768	
事業損失			88,168
4 事業外収益	217,872		
(1) 受取利息	217,872		
(2) 雑収益	0		
5 事業外費用		0	
(1) 支払利息		0	
(2) 雑損失		0	
事業外収益			217,872
経 常 利 益			129,704
当 年 度 純 利 益			129,704

(3) キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位: 円)

項 目	金 額	摘 要
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	0	
土地造成事業収入	0	
その他事業収入	31,600	
補助金等収入	0	
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	0	
土地造成事業支出	0	
取得に係る支出	0	
管理に係る支出	0	
その他事業支出	-119,768	経費
人件費支出	0	
その他の業務支出	0	
小 計	-88,168	
利息の受取額	217,872	
利息の支払額	0	
事業活動によるキャッシュ・フロー	129,704	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	
投資有価証券の売却による収入	0	
有形固定資産の取得による支出	0	
有形固定資産の売却による収入	0	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入	0	
短期借入金返済による支出	0	
長期借入による収入	0	
長期借入金返済による支出	0	
公社債の発行による収入	0	
公社債の償還による支出	0	
金銭出資の受入による収入	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)	129,704	
V 現金及び現金同等物期首残高	205,565,509	注1
VI 現金及び現金同等物期末残高	205,695,213	注2

注1 現金及び現金同等物 (期首残高時)
 普通預金 65,565,509 円
 定期預金 140,000,000 円

注2 現金及び現金同等物 (期末残高時)
 普通預金 3,695,213 円
 定期預金 202,000,000 円

2 附属明細表

(1) 公有用地明細表

(平成28年3月31日現在)

資産区分	面積	用地費	鑑定料	測量費	合計	取得年月日(所在地)
多摩都市計画道路 7・5・3号宿複戸線 事業用地	m ² 90.99	円 24,931,260	円 0	円 0	円 24,931,260	平成25年4月25日 (矢野口字宿853番10)

(2) 長期借入金

なし

(3) 資本金明細表

区分	出資団体名	出資額
基本財産	稲城市	円 5,000,000
計	—	円 5,000,000

3 財産目録

(1) 財産目録 (平成28年3月31日現在)

区分	金額(円)
(資産)	
1 現金	
(1) 普通預金	3,695,213
(2) 定期預金	202,000,000
2 有価証券	0
3 公有用地	24,931,260
資産合計	230,626,473
(負債)	
1 長期借入金	0
負債合計	0
差引純財産	230,626,473

4 決算書

(1) 平成27年度稲城市土地開発公社収入支出決算事項別明細書

ア 収入

(単位: 円)

款	項	目	節	予 算 額			決 算 額	
				当初予算額	補正予算額	計		
1	事業収益			1,000	0	1,000	31,600	
	1	公有地取得事業収益		1,000	0	1,000	0	
		1	公有用地売却収益	1,000	0	1,000	0	
			1	公有用地 売却収益	1,000	0	1,000	0
	2	附帯等事業収益		0	0	0	31,600	
		1	保有土地賃貸等収益	0	0	0	31,600	
			1	保有土地 賃貸収益	0	0	0	31,600
2	借入金			1,000	0	1,000	0	
	1	借入金		1,000	0	1,000	0	
		1	借入金	1,000	0	1,000	0	
			1	借入金	1,000	0	1,000	0
3	事業外収益			188,000	0	188,000	217,872	
	1	受取利息		187,000	0	187,000	217,872	
		1	受取利息	187,000	0	187,000	217,872	
			1	受取利息	187,000	0	187,000	217,872
	2	雑収益		1,000	0	1,000	0	
		1	その他の雑収益	1,000	0	1,000	0	
			1	その他の雑収益	1,000	0	1,000	0
4	繰越金			1,000	0	1,000	205,565,509	
	1	繰越金		1,000	0	1,000	205,565,509	
		1	繰越金	1,000	0	1,000	205,565,509	
			1	繰越金	1,000	0	1,000	205,565,509
	収入合計			191,000	0	191,000	205,814,981	

イ 支出

(単位: 円)

款	項	目	節	予 算 額				決 算 額
				当初予算額	補正予算額	予備費充当 流用増減	計	
1	事業費			5,000	0	0	5,000	0
	1	公有地取得事業費		5,000	0	0	5,000	0
		1	公有地取得事業費	5,000	0	0	5,000	0
			13 委 託 料	1,000	0	0	1,000	0
			16 原 材 料 費	1,000	0	0	1,000	0
			22 補 償 費	1,000	0	0	1,000	0
			31 公有地取得費	1,000	0	0	1,000	0
			32 支 払 利 息	1,000	0	0	1,000	0
2	販売費及び一般管理費			141,000	0	0	141,000	119,768
	1	販売費及び一般管理費		141,000	0	0	141,000	119,768
		1	経 費	141,000	0	0	141,000	119,768
			1 報 酬	91,000	0	0	91,000	90,200
			9 旅 費	5,000	0	0	5,000	0
			10 交 際 費	1,000	0	0	1,000	0
			11 需 用 費	12,000	0	0	12,000	4,568
			1 消 耗 品 費	10,000	0	0	10,000	4,568
			3 食 糧 費	1,000	0	0	1,000	0
			4 印 刷 製 本 費	1,000	0	0	1,000	0
			12 役 務 費	5,000	0	0	5,000	0
			18 備 品 購 入 費	1,000	0	0	1,000	0
			19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	5,000	0	0	5,000	5,000
			23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	1,000	0	0	1,000	0
			27 公 課 費	20,000	0	0	20,000	20,000

(単位: 円)

款	項	目	節	予 算 額				決 算 額
				当初予算額	補正予算額	予備費充当 流用増減	計	
3	借入金償還金			1,000	0	0	1,000	0
	1	借入金償還金		1,000	0	0	1,000	0
		1	借入金償還金	1,000	0	0	1,000	0
			33 元 金 償 還 金	1,000	0	0	1,000	0
4	事業外費用			2,000	0	0	2,000	0
	1	支払利息		1,000	0	0	1,000	0
		1	支払利息	1,000	0	0	1,000	0
			32 支 払 利 息	1,000	0	0	1,000	0
	2	雑損失		1,000	0	0	1,000	0
		1	その他の雑損失	1,000	0	0	1,000	0
			34 その他の雑損失	1,000	0	0	1,000	0
5	予備費			42,000	0	0	42,000	0
	1	予備費		42,000	0	0	42,000	0
		1	予備費	42,000	0	0	42,000	0
			29 予 備 費	42,000	0	0	42,000	0
支 出 合 計				191,000	0	0	191,000	119,768

監 查 意 見 書

監 査 意 見 書

平成 27 年度稲城市土地開発公社の会計決算について、稲城市土地開発公社定款第 7 条第 5 項の規定に基づき、事業報告、財務諸表、財産目録、関係帳簿及び諸台帳等を照合精査したところ、正確且つ適正なものと認めます。

平成 28 年 4 月 26 日

稲城市土地開発公社

監事 杉本 勇人 

監事 町田 義信 

稲城市土地開発公社

理事長 石田 光広 殿

平成 28 年度

稲城市土地開発公社
事業計画及び予算

稲城市土地開発公社

平成 28 年度稲城市土地開発公社事業計画

平成 28 年度における事業計画は、次のとおりとする。
本年度についての公有用地の取得及び処分計画は下記のとおりとする。

1 公有用地取得事業計画

事業名	金額 (千円)	面積 (㎡)
多摩都市計画下水道稲城市公共下水道 矢野口ポンプ場用地取得事業	68,499	326.04
合計	68,499	326.04

2 公有用地処分事業計画 処分予定なし

平成 28 年 3 月 30 日

稲城市土地開発公社理事長 石田 光広

平成 28 年度稲城市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度稲城市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 2 条 収入支出予算の総額は、それぞれ 69,046 千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表収入支出予算」による。

平成 28 年 3 月 30 日

稲城市土地開発公社理事長 石田 光広

第1表

収入支出予算

1 収入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収益	1 公有地取得事業収益	1
	2 附帯等事業収益	379
2 借入金	1 借入金	1
3 事業外収益	1 受取利息	162
	2 雑収益	1
4 繰越金	1 繰越金	68,502
収入合計		69,046

2 支出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 公有地取得事業費	68,503
2 販売費及び一般管理費	1 販売費及び一般管理費	141
3 借入金償還金	1 借入金償還金	1
4 事業外費用	1 支払利息	1
	2 雑損失	1
5 予備費	1 予備費	399
支出合計		69,046

収 入 支 出 予 算 説 明 書

1 収 入

(単位：千円)

款 項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減	節		説 明
					区 分	金 額	
1	事業収益	380	1	379			
	1 公有地取得事業収益	1	1	0			
	1 公有用地売却収益	1	1	0			
					1 公有用地 売却収益	1	公有用地 売却収益 1
	2 附帯等事業収益	379	0	379			
	1 保有土地賃貸等 収益	379	0	379			
					1 保有土地 賃貸収益	379	保有土地 賃貸収益 379
2	借入金	1	1	0			
	1 借入金	1	1	0			
	1 借入金	1	1	0			
					1 借入金	1	借入金 1
3	事業外収益	163	188	△25			
	1 受取利息	162	187	△25			
	1 受取利息	162	187	△25			
					1 受取利息	162	準備金等利息 162
	2 雑収益	1	1	0			
	1 その他の雑収益	1	1	0			
					1 その他の 雑収益	1	その他の雑収益 1
4	繰越金	68,502	1	68,501			
	1 繰越金	68,502	1	68,501			
	1 繰越金	68,502	1	68,501			
					1 繰越金	68,502	繰越金 68,502
	収 入 合 計	69,046	191	68,855			

2 支出

(単位：千円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	節		説明
						区分	金額	
1	事業費		68,503	5	68,498			
	1	公有地取得事業費	68,503	5	68,498			
		1 公有地取得事業費	68,503	5	68,498			
						13委託料	1	鑑定及び測量委託料 1
						16原材料費	1	原材料費 1
						22補償費	1	補償費 1
						31公有地取得費	68,499	公有地取得費 68,499
						32支払利息	1	借入金利息 1
2	販売費及び一般管理費		141	141	0			
	1	販売費及び一般管理費	141	141	0			
		1 経費	141	141	0			
						1 報酬	91	評議員報酬 91
						9 旅費	5	普通旅費 5
						10交際費	1	公社交際費 1
						11需用費	12	
						1 消耗品費	10	事務用消耗品 10
						3 食糧費	1	会議用食糧費 1
						4 印刷製本費	1	諸用紙印刷製本費 1
						12役務費	5	通信運搬費 5
						18備品購入費	1	事務用備品 1
						19負担金補助及び交付金	5	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金 5
						23償還金利子及び割引料	1	償還金利子及び割引料 1
						27公課費	20	法人都民税 20

(単位：千円)

款	項	目	本 年 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減	節		説 明
						区 分	金 額	
3		借入金償還金	1	1	0			
	1	借入金償還金	1	1	0			
		1 借入金償還金	1	1	0			
						33元金償還金	1	元金償還金 1
4		事業外費用	2	2	0			
	1	支払利息	1	1	0			
		1 支払利息	1	1	0			
						32支払利息	1	借入金利息 1
	2	雑損失	1	1	0			
		1 その他の雑損失	1	1	0			
						34その他の雑損失	1	その他の雑損失 1
5		予備費	399	42	357			
	1	予備費	399	42	357			
		1 予備費	399	42	357			
						29予備費	399	予備費 399
		支 出 合 計	69,046	191	68,855			

平成28年度稲城市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	69,046
1 事 業 収 益	380
2 借 入 金	1
3 事 業 外 収 益	163
4 繰 越 金	68,502
支 払 資 金	69,046
1 事 業 費	68,503
2 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	141
3 借 入 金 償 還 金	1
4 事 業 外 費 用	2
5 予 備 費	399
差 引	0

債 務 に 関 す る 計 算 書

(1) 債務計算書

(単位：千円)

	前事業 年度末の 債務額	本事業 年度中の 債務額	計	本事業年度中の債務消滅額			本事業 年度末の 債務額	備 考
				償還による 消滅額	その他の 消滅額	小 計		
長期借入金	0	0	0	0	0	0	0	—
計	0	0	0	0	0	0	0	—

平成28年度 稲城市土地開発公社予定貸借対照表 (平成29年3月31日)

資産		負債及び資本		部		部の部	
資産	部の	負債及び資本	部の	部の	部の	部の	部の
1 流動資産	137,597	1 流動負債	0	1 (1) 未払金	0		
(1) 現金及び預金	(137,000)	(2) 短期借入金	0	(2) 短期借入金	0		
(定期預金)	(597)	流動負債合計		流動負債合計			0
(2) 未収金	0	2 固定負債	231,027	(1) 長期借入金	0		
(3) 有価証券	0	固定負債合計		固定負債合計			0
(4) 公有資産	93,430	3 資本	0	(1) 基本金	5,000		
流動資産合計		資本合計		資本合計			5,000
2 固定資産		4 準備金		(1) 前年度繰越準備金	225,628		
(1) 有形固定資産	0	(2) 当年度純利益		準備金合計	399		
(2) 無形固定資産	0	負債・資本合計	231,027	負債・資本合計			226,027
固定資産合計							<u>231,027</u>
資産合計							<u>231,027</u>

(単位：千円)

平成28年度稲城市土地開発公社予定損益計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
(1)	公有地取得事業収益	1	
(2)	附帯等事業収益	<u>379</u>	380
2	事業原価		
(1)	公有地取得事業原価	1	<u>1</u>
	事業総利益		379
3	販売費及び一般管理		
(1)	販売費及び一般管理		
	経費	141	<u>141</u>
	事業利益		238
4	事業外収益		
(1)	受取利息	162	
(2)	雑収	<u>1</u>	163
5	事業外費用		
(1)	支払利息	1	
(2)	雑損	<u>1</u>	<u>2</u>
	経常利益		399
	当年度純利益		<u>399</u>

表
明
細
地
明
細
表
附
屬
公
有
資
產

(平成28年3月30日現在)

資 産 区 分	面 積	用 地 費	移 転 補 償 費	測 量 費	支 払 利 息	合 計	取 得 年 月 日 (所 在 地)
多摩都市計画道路7・5・3号 宿根戸線事業用地	㎡ 90.99	円 24,931,260	円 0	円 0	円 0	円 24,931,260	平成25年4月25日 (矢野口字宿853番10)

第5号報告

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画を別紙のとおり提出する。

平成28年6月10日

稲城市長 高橋勝浩

28 いグ財発第 18 号

平成 28 年 6 月 2 日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

理事長 石田 光広

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の
平成 27 年度の決算に関する書類について（提出）

このことについて、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の平成 27 年度の決算に関する書類を下記のとおり提出します。

記

- 1 平成 27 年度事業報告書
- 2 平成 27 年度収支決算書

平成27年度

事業報告書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

平成27年度 事業報告

1. 事業の概要

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団は、市内の緑化の推進と市民の健康増進に寄与することを目的として、定款に定められた事業を事業計画に基づき実施してまいりました。

平成27年度におきましても、稲城市の指定管理者として、市内の公園及び公園内運動施設の利用者が安全で安心して利用できるよう努めてまいりました。

また、財団の自主事業として、グリーンボランティアの支援、関係団体との協働事業、健康増進事業等、各種の事業を実施してまいりました。

以下、公益財団法人定款に定められた事業項目につき、平成27年度の事業概要についてご報告いたします。

(1) 稲城市内の緑化推進事業

雑木林の再生事業として、城山公園内自然林の密集樹木を間伐し萌芽再生を図りました。

草花等の育成・調査研究事業として、昨年引き続き草花を種等から育て、体育館周辺に植栽しました。

公共空地緑化推進事業としては、市民に身近に緑を感じてもらうため文化センターや稲城駅前ロータリー、市立病院などをはじめとして公共空地や主な公園などに草花の植栽を行い、年間を通して市内緑化に努めてまいりました。

また、花苗などの販売・育成・助言等を行い、緑化推進に努めました。

環境リサイクル事業として、公園内の落ち葉を活用して腐葉土づくりを行い、花木の植栽時に活用するとともに、総合体育館内で市民に斡旋を行いました。

また公園などから出た剪定枝を破砕機でチップ化してマルチング材として園路等にまきました。

(2) 緑と自然環境のふれあい事業

財団の主催事業として、観察事業ではキンラン観察会、講座では園芸講座や門松講座を実施し、緑の普及啓発を図りました。

展示観賞事業では総合体育館ロビーにて春と秋の年2回野草の展示と写真展を開催しました。

公園写真展では市民から公園写真を公募し写真展を開催することにより、緑化の普及啓発を図り、併せて公園に対する意識の高揚を図りました。

グリーンボランティアの支援、協働事業では昨年引き続き、いなぎオープンガーデンの実施並びに講習を通して技術向上及び資機材の提供をして活動支援を図りました。

ホテル環境保全事業では上谷戸親水公園にホテルが生息できる環境を整えるとともに、「上谷戸ホテルの会」との協働により育成環境づくりやイベントの開催を行いました。

健康増進事業では、各種スポーツ教室を実施し、市民の健康増進を図りました。

緑の相談事業として、年間を通じて緑に関する相談を受け、市民の緑に対する疑問に答え、緑化への普及啓発に努めました。

情報の受発信事業では、月刊情報誌「さわやか」で、財団の事業紹介とPRを図るとともに、緑化及び健康に関する情報提供や開催事業への参加募集に努めました。

貸出事業では、書籍の貸出しを行い市内緑化の普及啓発を図りました。

(3) 公園及び公園内運動施設の管理運営事業

公園の管理運営緑化事業として、市内公園の清掃、除草、刈り込み、巡回及び園内設備補修などの維持管理を実施するとともに、特に利用者の多い若葉台公園や北緑地公園の巡回を重点的に行い、マナーの徹底を行うほか、全ての公園利用者が安全で快適に利用できるような努めました。

運動施設の管理運営業務では、総合体育館、総合グラウンド、野球場、若葉台公園多目的広場、4箇所のテニスコート、市民プール及び市内公園内の運動施設の維持と環境管理を市の指定管理者として管理業務を受託し、施設と設備の維持管理及び保守点検などの業務を実施し、良好な施設環境の維持と確保に努めながら、利用者が気持ち良く利用できるような努めました。

2. 事業の実績報告

(1) 稲城市内の緑化推進事業

① 雑木林の再生事業

城山公園内自然林の密集樹木により暗くなっている雑木林を間伐し、萌芽再生等を図りました。

② 草花等の育成・調査研究事業

多肉植物、赤松、黒松、ウグイスカズラなどを苗木から育て、挿し木として増やす試みをしました。

パッションフルーツ（クダモノトケイソウ）を育成し、グリーンカーテンの効果を調査しました。

ネコヨラズ（ハーブ）を播種し、猫のし尿を砂場にさせない効果があるか調査するため育成中です。

また、皇帝ダリア、皇帝ヒマワリ及びサギソウを継続して育成管理しました。

③ 公共空地緑化推進事業

公園や文化センター、市立病院などの公共施設及び駅等の公共空地に設置したフラワーポット及び花壇に、各種の花苗などを植栽し、市内の都市緑化の推進に努めました。

特に、京王相模原線稲城駅前ロータリー花壇では、稲城市民憲章推進協議会と協力して年2回花苗の植栽を実施し、緑へのイメージアップが図れるよう緑化の推進に努めました。

フラワーポット設置

設置場所	台数
公園	31台
文化センター・教育センター・駐在所等	22台
鉄道駅（矢野口駅）	2台
市立病院	20台

京王稲城駅前ロータリー花壇

時期	種類	数量
春	サルビア	1,118株
秋	パンジー	1,118株

また、市民まつりで花苗等を販売し緑化の推進と普及啓発に努めました。

花苗	販売個数	実施日
パンジー、ビオラ等14種類	1,926個	平成27年10月24・25日

④ 環境リサイクル事業

公園内の落ち葉を活用することにより、腐葉土として資源の再利用を図るとともに常時、総合体育館内において市民に斡旋をしました。
また、農業者及び家庭から出た剪定枝を破砕機でチップ化して梨栽培地肥料やマルチング材として園路や公園遊具周辺などで利用しました。

(2) 緑と自然環境のふれあい事業

① 講座 観察事業

園芸等講習会事業
園芸等講習会の講義及び実習を通して、緑化の普及啓発を図りました。

回数	実施日	会場	内容	参加者数
第1回	H27. 5. 6	中央公園内自然林	キンラン観察会	25名
第2回	H27. 5. 28	グリーンコミュニティルーム	フラワー&ハーブを楽しみましょう	22名
第3回	H27. 11. 20	グリーンコミュニティルーム	寄せ植え風苔玉づくり	21名
第4回	H27. 12. 17	グリーンコミュニティルーム	ミニ門松の手作り講習会	24名
第5回	H27. 12. 18	グリーンコミュニティルーム	ミニ門松の材料提供	29名
第6回	H28. 3. 26 ～ 3. 27	城山公園野草園カタクリ祭	大丸野草の会への協力	250名

② 展示観賞事業

(イ) 野草と野草写真展

総合体育館1階ロビーにおいて、市内の野草の展示と写真展を開催し、緑化の普及啓発を図りました。

	春	秋
期間	平成27年4月24日～26日	平成27年10月2日～4日
場所	総合体育館1階ロビー	総合体育館1階ロビー
展示物	野草70点 野草の販売	野草90点 野草の販売
協賛	大丸野草の会	大丸野草の会

(ロ)公園写真展

市民より公募した公園の花や樹木などの写真を展示することにより、緑化の普及を図りました。

期 間	平成28年2月9日～21日
場 所	総合体育館1階ロビー
テ ー マ	「稲城の公園と花」 春・夏・秋・冬
出展者数	11名
作 品 数	19点

③ グリーンボランティア支援、協働事業

体育館北側の育成地及び中庭をグリーンボランティアの活動の場として提供して技術向上を図りました。

開催事業	第3回「いなぎオープンガーデン」を開催しました。
	18軒の個人の自宅の庭を一般公開
	4月25日(土)～26日(日) 午前9時から午後3時
	5月16日(土)～17日(日) 午前9時から午後3時
フォロー研修	種まき講習会 「パンジー・ビオラ・ストック等」 8月12日(水)
	年間を通して70～80種の種及びさし芽からの苗作り作業
	講師・指導 グリーンボランティア福島通子氏
自主活動	毎週水曜日・土曜日 9時～12時
	情報交換・実技研修等

④ ホテル環境保全事業

ホテルの幼虫、830匹を上谷戸川に放流しました。その結果、5月31日のピーク時には約410匹ものホテルが乱舞し、延べ14,100人の観賞者が訪れました。

ホテルの幼虫を4月10日(金)に上谷戸ホテルの会やもみの木保育園の園児とともに放流しました。

ホテルの観賞期間は、5月30日(土)～6月8日(月)を観賞日としてPRしました。

⑤ 健康増進事業

総合体育館等で各種スポーツ教室を実施し、市民の健康増進を図りました。

初級バドミントン教室

講 師	稲城市バドミントン連盟
期 間	平成27年4月16・23・30日 5月7・14・21・28日 6月4・11・18・25日 7月2・9・16・23・30日
曜 日	木曜日
回 数	16回
場 所	総合体育館メインアリーナ
時 間	午前9時30分～11時50分
参 加 延 数	976人

初級ミニテニス教室

講師	稲城市ミニテニス連盟
期間	平成27年5月13・20・27日 6月3・10日
曜日	水曜日
回数	5回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午前9時00分～午前11時50分
参加人数	70人

初心者弓道教室

講師	稲城市弓道連盟
期間	平成27年4月18・25日 5月2・9・16・23・30日 6月6・13・20日
曜日	土曜日
回数	10回
会場	総合体育館弓道場
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	180人

初級フリーバウンドボール教室

講師	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 佐野洋一
期間	平成27年4月17・24日 5月1・8・15・22日 6月5・12・19・26日
曜日	金曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後4時00分～午後6時00分
参加人数	160人

初級中学生バドミントン教室

講師	公財)日本体育協会公認スポーツ指導員 斎藤 博
期間	平成27年4月14・21・28日 5月12・19・26日 6月2・9・16・23日
曜日	火曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	90人

初級卓球教室

講師	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 西本庄一
期間	平成27年4月14・21・28日 5月12・19・26日 6月2・9・16・23日
曜日	火曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	270人

ゆる体操教室

講師	期間	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期	日	平成27年4月6・20日 9月21日 10月5日
曜	数	月曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館柔道場
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	68人
人	数	

ポールコンディショニング

講師	期間	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期	日	平成27年4月11日 5月9日 6月13日 7月11日
曜	数	土曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館レクリエーションルーム
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	60人
人	数	

リズム体操教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年5月19・26日 6月2・9日
曜	数	火曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	数	

ヨガピクス教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年5月13・20・27日 6月3日
曜	数	水曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	数	

ピラティス教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年5月7・14・21・28日
曜	数	木曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館柔道場
時	延	午後4時00分～午後5時00分
参	加	80人
人	数	

アスリート短距離教室

講師	期間	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期	日	平成27年5月8・15日
曜	数	金曜日
回	所	2回
場	間	総合グラウンド
時	延	午後4時30分～午後6時00分
参	加	46人
人	数	

膝ちゃん体操教室

講師	師	総合型地域スポーツクラブ(1クラブ)
期	間	平成27年5月12・19・26日 6月2日
曜	日	火曜日
回	数	4回
場	所	総合体育館柔道場
時	間	午後1時00分～午後2時15分
参	加	28人
人	延	数

シェアアップ体操教室

講師	師	東京体育機器㈱
期	間	平成27年6月9・16・23・30日
曜	日	火曜日
回	数	4回
場	所	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	間	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	延	数

ボールエクササイズ教室

講師	師	東京体育機器㈱
期	間	平成27年6月9・16・23・30日
曜	日	火曜日
回	数	4回
場	所	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	間	午後2時00分～午後3時00分
参	加	120人
人	延	数

太極拳教室

講師	師	総合型地域スポーツクラブ(1クラブ)
期	間	平成27年6月9・16・23・30日
曜	日	火曜日
回	数	4回
場	所	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	間	午後1時00分～午後2時30分
参	加	80人
人	延	数

ラジオ体操チックエアロビクス教室

講師	師	東京体育機器㈱
期	間	平成27年7月8・15・22・29日
曜	日	水曜日
回	数	4回
場	所	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	間	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	延	数

懐メロエアロビクス教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成27年7月7・14・21・28日
曜日	火曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午前10時00分～午前11時00分
参加人数	92人

ボクシング・エクササイズ教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成27年7月8・15・22・29日
曜日	水曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午前10時00分～午前11時00分
参加人数	120人

初心者弓道教室

講師	稲城市弓道連盟
期間	平成27年7月18・25日 8月1・8・15・22・29日 9月5・12・19日
曜日	土曜日
回数	10回
会場	総合体育館弓道場
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	200人

体操教室・幼児部

講師	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期間	平成27年8月25・26日
曜日	火・水曜日
回数	2回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午後1時00分～午後2時00分
参加人数	34人

体操教室・小学生

講師	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期間	平成27年8月25・26日
曜日	火・水曜日
回数	2回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午後2時15分～午後3時30分
参加人数	30人

トランポリン(幼児)教室

講師	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期間	平成27年8月19日
曜日	水曜日
回数	1回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後1時00分～午後2時00分
参加人数	18人

トランポリン(小学生)教室

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	総合型地域スポーツクラブ(1クラブ) 平成27年8月19日 水曜日 1回 総合体育館メインアリーナ 午後2時15分～午後3時30分 18人
--------------------------------------	--------------------------------------	---

ジュニアチャレンジ水泳教室・小学生1年・2年

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	高橋工業㈱ 平成27年8月4・5・6・7日 火・水・木・金曜日 4回 稲城市民プール 午後5時00分～午後6時00分 76人
--------------------------------------	--------------------------------------	--

初級バドミントン教室

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	稲城市バドミントン連盟 平成27年9月10・17・24日 10月1・8・15・29日 11月5・12・19・26日 12月3・10・17・24日 平成28年1月7日 木曜日 16回 総合体育館メインアリーナ 午前9時30分～午前11時50分 923人
--------------------------------------	--------------------------------------	---

初級ミニテニス教室

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	稲城市ミニテニス連盟 平成27年9月16・30日 10月7・14・28日 水曜日 5回 総合体育館メインアリーナ 午前9時00分～午前11時50分 55人
--------------------------------------	--------------------------------------	---

初級フリーバウンドボール教室

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 佐野・村田・斎藤 平成27年9月18・25日 10月2・9・16・30日 11月6・13・20・27日 金曜日 10回 総合体育館メインアリーナ 午後4時00分～午後6時00分 170人
--------------------------------------	--------------------------------------	---

初級中学生バドミントン教室

講 期 曜 回 場 時 参 人	師 間 日 数 所 間 延 数	公財)日本体育協会公認スポーツ指導員 斎藤 博 平成27年9月15・29日 10月6・20・27日 11月10・17日 12月1・8・15日 火曜日 10回 総合体育館メインアリーナ 午後7時00分～午後9時00分 30人
--------------------------------------	--------------------------------------	--

ボールコンディショニング

講師	期間	総合型地域スポーツクラブ(Iクラブ)
期	日	平成27年9月8・15・29日 10月6日
曜	数	火曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館レクリエーションルーム
時	延	午後1時30分～午後3時00分
参	加	108人
人	数	

初級卓球教室

講師	期間	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 西本庄一
期	日	平成27年9月15・29日 10月6・20・27日 11月10・17日
曜	数	12月1・8・15日
回	所	火曜日
場	間	10回
時	延	総合体育館メインアリーナ
参	加	午後7時00分～午後9時00分
人	数	240人

ゆる体操教室

講師	期間	総合型地域スポーツクラブ(Iクラブ)
期	日	平成27年4月6・20日 9月21日 10月5日
曜	数	月曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館柔道場
時	延	午後1時30分～午後3時00分
参	加	68人
人	数	

シェアアップ体操教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年10月7・14・28日 11月4日
曜	数	水曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	数	

リズム体操教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年10月20・27日 11月10・17日
曜	数	火曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	延	午後1時00分～午後2時00分
参	加	108人
人	数	

ボクシング・エクササイズ教室

講師	期間	東京体育機器㈱
期	日	平成27年11月11・18・25日 12月2日
曜	数	水曜日
回	所	4回
場	間	総合体育館ウェルネスアリーナ
時	延	午前10時00分～午前11時00分
参	加	120人
人	数	

バランスボール教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成27年11月11・18・25日 12月2日
曜日	水曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午後2時00分～午後3時00分
参加人数	80人

ピラティス教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成27年11月5・12・19・26日
曜日	木曜日
回数	4回
会場	総合体育館柔道場
時間	午後4時00分～午後5時00分
参加人数	80人

初級卓球教室

講師	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 西本庄一
期間	平成28年1月19・26日 2月2・9・16・23日 3月1・8・15・22日
曜日	火曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	190人

初級「中学生」・「一般」バドミントン教室

講師	公財)日本体育協会公認スポーツ指導員 斎藤 博
期間	平成28年1月19・26日 2月2・9・16・23日 3月1・8・15・22日
曜日	火曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後7時00分～午後9時00分
参加人数	110人

初級フリーバウンドボール教室

講師	いなぎグリーンウェルネス財団公認指導員 佐野洋一
期間	平成28年1月15・22・29日 2月5・12・19日 3月4・11・18・25日
曜日	金曜日
回数	10回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間	午後4時00分～午後6時00分
参加人数	170人

太極拳教室

講師	総合型地域スポーツクラブ (Iクラブ)
期間	平成28年1月19日 2月2・9・16日
曜日	火曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間	午後1時00分～午後2時30分
参加人数	68人

ヨガピクス教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成28年2月10・17日 3月2・9日
曜日	水曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間帯	午前10時00分～午前11時00分
参加延数	120人

懐メロエアロピクス教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成28年2月10・17日 3月2・9日
曜日	水曜日
回数	4回
会場	総合体育館ウェルネスアリーナ
時間帯	午後1時00分～午後2時00分
参加延数	120人

ボクシングエクササイズ教室

講師	東京体育機器㈱
期間	平成28年2月19日 3月4・11・18日
曜日	金曜日
回数	4回
会場	総合体育館メインアリーナ
時間帯	午後2時00分～午後3時00分
参加延数	72人

ストレッチ体操

講師	東京体育機器㈱
期間	1日2回(年間221日間)
曜日	月曜日～金曜日
回数	442回
会場	総合体育館トレーニング室
時間帯	午前11時30分～午前12時00分 午後3時30分～午後4時00分
参加延数	3,632人

延人数 9,880 人

比較表	年度	参加者数	対前年度増減	
			人数	増減率
	平成25年度	6,362	—	—
	平成26年度	8,381	2,019	31.74%
	平成27年度	9,880	1,499	17.89%

⑥ 緑の相談事業

市民が植物の育成などに疑問を抱いたときなどに、相談を受けました。このことにより、植物に対する愛着を深め、併せて緑化普及が図れました。

対応	実施日	会場	相談内容	相談件数
電話・窓口	通年	事務室・公園内	樹木・球根・草花・土	12件

⑦ 情報の受発信事業

財団の事業紹介、講座参加者募集やPRを図るとともに、緑化に関する情報と市民の健康サポート情報などを掲載した情報誌「さわやか」を毎月1日に発行し、市内全世帯に配布しました。

規 格	A4版 4ページ 12回 (カラー)
発行部数	22,400部/月
配布方法	新聞折り込みによる市内各世帯
広告掲載	年間協賛掲載 (バナー広告) 業者数 19社

⑧ 貸出事業

書籍の貸出

自然、緑化、草花関係の書籍、情報を体育館ロビーで閲覧や貸出しを行い、緑化の普及啓発に努めました。

(3) 公園及び公園内運動施設の管理運営事業

(1) 公園及び公園内運動施設の管理運営事業

ニュータウン内公園及び既成市街地公園の除草、刈り込み、施肥、清掃及びトイレ清掃並びに巡回などを実施するとともに簡易な補修等を実施しました。

公園数 132箇所 ・ 維持管理面積 979,429.22㎡

件 名	内 容
公園維持管理業務	芝生地・低木地除草・植栽地の刈込み、樹木剪定等の手入れ
公園清掃業務	芝生地・低木地・舗装地・雑草地の清掃
トイレ清掃業務	28箇所のトイレ清掃、トイレトーパー補充を週3回実施
公園巡回業務	施設の点検・補修等の実施
広場巡回	若葉台公園・北緑地公園の広場を土日祝日に重点巡回
ファインタワーの開放	5月11日～10月26日(日曜日、祝日に実施) (29日実施) 延べ利用人数 1,165人
樹木剪定等委託作業	樹木剪定、草刈等作業を委託 104件実施

公園内施設修繕 外部発注 85件 実施

公園・緑地管理業務日報件数

修繕内訳	件数
遊具関係	825
水周り関係	1,338
電気関係	14
施設関係	2,783
植栽関係	1,182
その他※	3,452
合計	9,594

※その他：一般ゴミ・不法投棄・放置自転車撤去・池の清掃・砂場の掘り返し・スズメバチの確認及び巣の撤去、カラスの巣の撤去、注意看板の設置等

公園遊具保守点検業務実施 (専門業者) 8月に実施 市内77公園
遊具数322箇所

(2)運動施設の管理運営業務の受託事業

◎稲城市教育委員会からの指定管理業務の内容

管理運営事務対象施設に関するもの

- (イ) 建物及び設備の保守、点検管理業務
- (ロ) 施設の整備、点検、保守管理業務
- (ハ) 建物内の清掃、衛生管理業務
- (ニ) 施設の備品の保守点検管理及び修繕
- (ホ) 施設の利用受付及び総合案内
- (ヘ) 施設利用者の使用料の徴収、市への納入事務
- (ト) 施設に係る統計事務
- (チ) その他、施設の管理及び施設の運営に必要な事務

管理施設名

総合体育館	総合グラウンド	中央公園野球場
若葉台公園多目的広場	多摩川緑地公園	北緑地公園テニスコート
城山公園テニスコート	大丸公園テニスコート	若葉台公園テニスコート
大丸第2公園プール		

(3)長峰スポーツ広場受付業務

稲城長峰スポーツ広場に関する受付業務を実施しました。

管理施設利用状況等

1. 総合体育館

(単位：人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				人数	増減率
個人利用	大人	34,395	32,987	1,408	4.27
	子供	8,270	7,417	853	11.50
団体利用	市内	125,905	122,426	3,479	2.84
	市外	26,293	28,008	△ 1,715	△ 6.12
障害者		392	438	△ 46	△ 10.50
合計		195,255	191,276	3,979	2.08

2. 総合グラウンド

(単位：人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				人数	増減率
個人利用	大人	437	578	△ 141	△ 24.39
	無料	413	343	70	20.41
	無料開放	380	364	16	4.40
団体開放	市内	13,798	11,671	2,127	18.22
	市外	320	350	△ 30	△ 8.57
障害者		0	0	0	0.00
合計		15,348	13,306	2,042	15.35

3. 中央公園野球場

(単位：件 人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				件数・人数	増減率
市内利用	件数	143	155	△ 12	△ 7.74
	人員	4,395	4,223	172	4.07
市外利用	件数	75	57	18	31.58
	人員	4,459	2,789	1,670	59.88
合計	件数	218	212	6	2.83
	人員	8,854	7,012	1,842	26.27

4. 若葉台公園多目的広場

(単位：件 人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				件数・人数	増減率
市内利用	件数	807	798	9	1.13
	人員	29,457	30,623	△ 1,166	△ 3.81
市外利用	件数	104	125	△ 21	△ 16.80
	人員	5,826	7,040	△ 1,214	△ 17.24
合計	件数	911	923	△ 12	△ 1.30
	人員	35,283	37,663	△ 2,380	△ 6.32

5. 多摩川緑地公園

(単位：件 人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				件数・人数	増減率
野 球 場	件数	690	703	△ 13	△ 1.85
	人員	16,736	17,241	△ 505	△ 2.93
ソフトボ ール 場	件数	542	443	99	22.35
	人員	12,299	8,585	3,714	43.26
多目的広場	件数	161	168	△ 7	△ 4.17
	人員	6,322	5,595	727	12.99
合 計	件数	1,393	1,314	79	6.01
	人員	35,357	31,421	3,936	12.53

6. テニスコート

(単位：件 人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				件数・人数	増減率
北緑地公園 (6面)	件数	6,929	6,108	821	13.44
	人員	49,667	43,428	6,239	14.37
城山公園 (2面)	件数	3,048	2,856	192	6.72
	人員	16,826	15,500	1,326	8.55
大丸公園 (2面)	件数	1,971	2,115	△ 144	△ 6.81
	人員	13,066	13,908	△ 842	△ 6.05
若葉台公園 (4面)	件数	7,920	7,547	373	4.94
	人員	46,361	43,295	3,066	7.08
合計	件数	19,868	18,626	1,242	6.67
	人員	125,920	116,131	9,789	8.43

7. 大丸第2公園プール

(単位：人 %)

区分	平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
			人数	増減率
幼児	2,523	5,065	△ 2,542	△ 50.19
子供	10,001	10,074	△ 73	△ 0.72
大人	9,002	8,345	657	7.87
障害者	99	105	△ 6	△ 5.71
合計	21,625	23,589	△ 1,964	△ 8.33

1～7の施設利用人員合計

(単位：人 %)

平成27年度	平成26年度	増減数	増減率
437,642	420,398	17,244	4.10

8. 長峰スポーツ広場

(単位：件 人 %)

区分		平成27年度	平成26年度	対前年度増減	
				件数・人数	増減率
市 内 利 用	件数	315	46	269	584.78
	人員	18,852	2,280	16,572	726.84
市 外 利 用	件数	25	3	22	733.33
	人員	2,090	140	1,950	1,392.86
合 計	件数	340	49	291	593.88
	人員	20,942	2,420	18,522	765.37

※平成26年度稼働月は1月から3月まで

3. 庶務事項

(1) 会議等

① 理事会審議事項

開催日等	議案番号	議案	結果
第1回理事会 開催日 平成27年5月15日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	平成26年度事業報告について	可決
	第2号議案	平成26年度収支決算について	可決
	第1号報告	平成26年度監査報告	可決
第2回理事会 開催日 平成27年9月25日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	特定個人情報の保護に関する特例を定める規程	可決
	第2号議案	嘱託職員等雇用規程の一部を改正する規程	可決
	第1号報告	理事の選任について	可決
第3回理事会 開催日 平成27年10月15日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	理事長の選定	可決
第4回理事会 開催日 平成28年2月18日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	平成27年度事業計画案について	可決
	第2号議案	平成27年度収支予算案について	可決
	第3号議案	理事の選任について	可決
第5回理事会 開催日 平成28年3月30日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	常務理事の選定について	可決
	第2号議案	専決処分の承認を求めることについて	可決

② 評議員会審議事項

開催日等	議案番号	議案	結果
第1回評議員会 開催日 平成27年6月2日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	平成26年度事業報告について	認定
	第2号議案	平成26年度収支決算について	認定
	第1号報告	平成26年度監査報告	認定
第2回評議員会 開催日 平成27年10月15日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	理事の選任について	可決
第3回評議員会 開催日 平成28年3月15日 場所 総合体育館 ミーティングルーム1	第1号議案	平成27年度事業計画	可決
	第2号議案	平成27年度収支予算	可決
	第3号議案	理事の選任について	可決

③ 監査審査事項

監査実施日 平成27年5月8日
場 所 総合体育館 ミーティングルーム1
内 容 平成26年度における会計及び業務の監査

(2) 役員等の状況

① 理事5人

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	石田 光広	稲城市副市長
常務理事	河内 敏之	財団事務局長
理事	葛城 天快	学識経験者
理事	谷田部 功	〃
理事	横田 比佐夫	〃

② 監事1人

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
監事	岩藤 真実	税理士

③ 評議員6人

(平成28年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
評議員	栗井 洋子	学識経験者
評議員	相田 濱子	〃
評議員	角田 政信	〃
評議員	木村 敏幸	〃
評議員	暮地 美知子	〃
評議員	松原 輝進	〃

④ 役員等の辞任、就任関係

役職名	辞就任	氏名	辞任、就任年月日	備考
理事	辞任 就任	伊藤 登 石田 光広	平成27年10月15日 平成27年10月15日	
監事	なし			
評議員	なし			

⑤ 事務局職員 10人

(平成28年3月31日現在)

職名	氏名	備考
事務局長	河内 敏之	(嘱託職員)
事業総務	古林 宗計	(嘱託職員)
係長	宗村 聡	(固有職員)
係長	麻生 宗伸	(固有職員)
—	鈴木田 良雄	(嘱託職員)
—	斎藤 博	(嘱託職員)
—	石川 昌幸	(嘱託職員)
—	尾関 光伸	(嘱託職員)
—	齋藤 守	(嘱託職員)
—	芝辻 清太郎	(嘱託職員)

平成27年度

収 支 決 算 書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

収支計算書

平成27年04月01日から平成28年03月31日まで

一般会計

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	525,000	450,368	74,632
基本財産運用収入計	525,000	450,368	74,632
(2) 事業収入			
緑化推進事業収入	530,000	891,240	△361,240
健康増進事業収入	474,000	30,100	443,900
普及啓発事業収入	800,000	695,100	104,900
受託事業収入	456,507,000	456,362,330	144,670
事業収入計	458,311,000	457,978,770	332,230
(3) 寄附金収入			
寄附金収入	5,000	2,800	2,200
寄附金収入計	5,000	2,800	2,200
(4) 雑収入			
雑収入	2,000,000	2,958,660	△958,660
雑収入計	2,000,000	2,958,660	△958,660
事業活動収入計	460,841,000	461,390,598	△549,598
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
給料手当支出	29,547,000	26,188,610	3,358,390
福利厚生費支出	5,153,000	4,145,855	1,007,145
臨時雇賃金支出	4,524,000	4,312,740	211,260
通信運搬費支出	23,000	8,400	14,600
消耗器具備品費支出	496,000	234,360	261,640
消耗品費支出	9,023,000	9,516,182	△493,182
光熱水料費支出	64,249,000	57,742,194	6,506,806
印刷製本費支出	2,624,000	2,490,804	133,196
修繕費支出	15,363,000	25,373,149	△10,010,149
燃料費支出	978,000	550,629	427,371
賃借料支出	7,843,000	7,681,109	161,891
諸謝金支出	120,000	102,000	18,000
保険料支出	1,446,000	1,445,960	40
委託費支出	286,689,000	283,345,167	3,343,833
雑支出	170,000	58,218	111,782
事業費支出合計	428,248,000	423,195,377	5,052,623
(2) 管理費支出			
役員報酬支出	212,000	316,800	△104,800
給料手当支出	15,681,000	14,919,332	761,668
福利厚生費支出	3,139,000	2,923,725	215,275
臨時雇賃金支出	10,938,000	10,313,190	624,810
光熱水料費支出	651,000	651,000	0
旅費交通費支出	26,000	9,172	16,828

収支計算書

平成27年04月01日から平成28年03月31日まで

一般会計

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
交際費支出	15,000	26,480	△11,480
通信運搬費支出	65,000	65,375	△375
消耗品費支出	471,000	466,945	4,055
印刷製本費支出	22,000	0	22,000
賃借料支出	2,783,000	2,764,209	18,791
保険料支出	58,000	57,600	400
租税公課支出	350,000	7,642,200	△7,292,200
支払負担金支出	175,000	138,800	36,200
委託費支出	279,000	232,308	46,692
雑支出	310,000	310,284	△284
管理費支出合計	35,175,000	40,837,420	△5,662,420
事業活動支出計	463,423,000	464,032,797	△609,797
事業活動収支差額	△2,582,000	△2,642,199	60,199
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	177,000	177,000	0
財政調整引当資産取得支出	1,000	0	1,000
特定資産取得支出計	178,000	177,000	1,000
投資活動支出計	178,000	177,000	1,000
投資活動収支差額	△178,000	△177,000	△1,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	△2,760,000	△2,819,199	59,199
前期繰越収支差額	12,153,000	16,615,737	△4,462,737
次期繰越収支差額	9,393,000	13,796,538	△4,403,538

正味財産増減計算書

平成27年04月01日から平成28年03月31日まで

一般会計

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産利息収入	450,368	524,136	△73,768
基本財産運用益計	450,368	524,136	△73,768
② 事業収益			
緑化推進事業収入	891,240	798,290	92,950
健康増進事業収入	30,100	103,770	△73,670
普及啓発事業収入	695,100	673,000	22,100
受託事業収入	456,362,330	449,509,273	6,853,057
事業収益計	457,978,770	451,084,333	6,894,437
③ 受取寄附金			
受取寄附金	2,800	7,130	△4,330
受取寄附金計	2,800	7,130	△4,330
④ 雑収益			
雑収入	2,958,660	2,061,441	897,219
雑収益計	2,958,660	2,061,441	897,219
経常収益計	461,390,598	453,677,040	7,713,558
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	26,188,610	26,138,306	50,304
福利厚生費	4,145,855	4,354,026	△208,171
臨時雇賃金	4,312,740	4,277,900	34,840
通信運搬費	8,400	0	8,400
消耗器具備品費	234,360	1,317,003	△1,082,643
消耗品費	9,516,182	8,001,615	1,514,567
光熱水料費	57,742,194	66,031,176	△8,288,982
印刷製本費	2,490,804	2,604,592	△113,788
修繕費	25,373,149	20,819,216	4,553,933
燃料費	550,629	545,578	5,051
賃借料	7,681,109	7,689,693	△8,584
諸謝金	102,000	102,000	0
保険料	1,445,960	1,640,717	△194,757
委託費	283,345,167	277,844,369	5,500,798
雑費	58,218	170,640	△112,422
事業費計	423,195,377	421,536,831	1,658,546
② 管理費			

正味財産増減計算書

平成27年04月01日から平成28年03月31日まで

一般会計

(単位:円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
役員報酬	316,800	220,000	96,800
給料手当	15,096,332	15,084,136	12,196
福利厚生費	2,923,725	2,872,024	51,701
臨時雇賃金	10,313,190	8,220,960	2,092,230
光熱水料費	651,000	651,000	0
旅費交通費	9,172	7,562	1,610
交際費	26,480	16,747	9,733
通信運搬費	65,375	53,197	12,178
消耗品費	466,945	466,978	△33
印刷製本費	0	15,120	△15,120
賃借料	2,764,209	2,724,886	39,323
保険料	57,600	78,200	△20,600
租税公課費	7,642,200	694,550	6,947,650
負担金	138,800	170,576	△31,776
委託費	232,308	219,024	13,284
雑費	310,284	295,704	14,580
管理費計	41,014,420	31,790,664	9,223,756
経常費用計	464,209,797	453,327,495	10,882,302
当期経常増減額	△2,819,199	349,545	△3,168,744
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,819,199	349,545	△3,168,744
一般正味財産期首残高	316,615,737	316,266,192	349,545
一般正味財産期末残高	313,796,538	316,615,737	△2,819,199
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	313,796,538	316,615,737	△2,819,199

貸借対照表

平成28年03月31日現在

一般会計

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	47,053,486	40,653,602	6,399,884
現金預金合計	47,053,486	40,653,602	6,399,884
(2) その他流動資産			
未収金	1,646,214	1,103,824	542,390
立替金	203,905	203,417	488
仮払金	120,000	120,000	0
その他流動資産合計	1,970,119	1,427,241	542,878
流動資産合計	49,023,605	42,080,843	6,942,762
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産定期預金	300,000,000	300,000,000	0
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	6,468,000	6,291,000	177,000
特定資産合計	6,468,000	6,291,000	177,000
固定資産合計	306,468,000	306,291,000	177,000
資産合計	355,491,605	348,371,843	7,119,762
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	34,320,347	24,624,445	9,695,902
預り金	906,720	840,661	66,059
流動負債合計	35,227,067	25,465,106	9,761,961
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,468,000	6,291,000	177,000
固定負債合計	6,468,000	6,291,000	177,000
負債合計	41,695,067	31,756,106	9,938,961
III 正味財産の部			
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)
1. 一般正味財産	313,796,538	316,615,737	△2,819,199
(うち特定財産への充当額)	(6,468,000)	(6,291,000)	(177,000)
正味財産合計	313,796,538	316,615,737	△2,819,199

貸借対照表

平成28年03月31日現在

一般会計

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
負債及び正味財産合計	355,491,605	348,371,843	7,119,762

財 産 目 録

平成28年03月31日現在

一般会計

(単位:円)

勘 定 科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
普通預金	47,053,486	
みずほ銀行稲城中央支店	47,053,486	
現金預金合計	47,053,486	
(2) その他流動資産		
未収金	1,646,214	
立替金	203,905	
仮払金	120,000	
その他流動資産合計	1,970,119	
流動資産合計		49,023,605
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産定期預金	300,000,000	
基本財産合計	300,000,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当預金	6,468,000	
特定資産合計	6,468,000	
固定資産合計		306,468,000
資産合計		355,491,605
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	34,320,347	
預り金	906,720	
社会保険料	289,904	
雇用保険料	193,336	
所得税額	229,080	
住民税	194,400	
流動負債合計		35,227,067
2. 固定負債		
退職給付引当金	6,468,000	
固定負債合計		6,468,000
負債合計		41,695,067
正味財産		313,796,538

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却は、定額法により減価償却を行っている。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金及び立替金・預り金を含めている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

附属明細書

1 基本財産明細

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産投資有価証券	0	0	0	0
基本財産定期預金	300,000,000	0	0	300,000,000
基本財産積立預金	0	0	0	0
合 計 (基本金)	300,000,000	0	0	300,000,000

2 特定資産明細

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当資産	6,291,000	177,000	0	6,468,000
合 計	6,291,000	177,000	0	6,468,000

3 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高	備 考
現金預金	40,653,602	47,053,486	普通預金残高等
未 収 金	1,103,824	1,646,214	受託収入等
立 替 金	203,417	203,905	労働保険料概算等
仮 払 金	120,000	120,000	両替用現金
合 計	42,080,843	49,023,605	
未 払 金	24,624,445	34,320,347	委託費、賃借料、電気料等
預 り 金	840,661	906,720	所得税、社会保険料等
合 計	25,465,106	35,227,067	
次期繰越収支差額	16,615,737	13,796,538	

監査報告書

平成28年5月12日

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団
理事長 石田 光広 殿

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

監事 岩藤 真実 ⑩

私、監事は、平成28年5月12日に、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度における会計及び業務の監査を行いました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類の正確性を監査しました。
- (2) 業務監査については、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を監査いたしました。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事務及び業務執行上については、法令及び定款に遵守し妥当であると認めます。

28 いグ財発第 17 号

平成 28 年 6 月 2 日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

理事長 石田 光広

平成 28 年度公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団
事業計画の提出について（提出）

このことについて、平成 28 年度公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団
の事業計画を別紙のとおり提出します。

記

- 1 平成 28 年度事業計画書
- 2 平成 28 年度収支予算書

平成 28 年度

事業計画書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の事業基本目標

I 行政課題及び施策に基づいた施設管理の基本方針

稲城市民が緑と自然環境にふれあうことを目的とする事業展開

1 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の事業目的

当法人は、定款第3条（目的）に「人と自然との関わりに配慮しつつ、緑をもっと身近なものとし、公園・緑地をより一層楽しみと憩いの場にするとともに、幅広い年齢層が運動やスポーツを実践し、緑と触れ合う環境を提供することにより、心の癒しと身体健康増進を目指すこと」を目的と定め、これを達成するために、稲城市内の緑化推進事業、緑と自然環境のふれあい事業、公園及び公園内運動施設の管理運営事業を一体的に実施するために設立した公益財団です。

2 基本方針を踏まえた公益財団の目標

市内在住の公園・運動施設利用者すべての市民を対象に事業展開を行います。乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層に利用される公園・運動施設の維持管理を目指します。

II 平成28年度の具体的目標

1 当法人が目指す都市緑化

人と自然とに配慮しつつ、緑をもっと身近なものとし、公園・緑地をより一層楽しみと憩いの場とすること。

2 当法人が目指す心身の健康増進

公園や緑地の緑と触れ合う環境を整え、幅広い年齢層がスポーツを実践し、心の癒しと身体健康を増進すること。

3 当法人が目指す公園管理

仕様を遵守し、公園を市民の生活の場に近づけるため、地域の催事の利用に配慮した実施計画の策定と運用、幅広い年齢層の利用を推進するため稲城市への提案を行い、利用者が安全・安心して利用できる場を提供すること。

4 当法人が目指すスポーツ施設管理

スポーツを安全・安心して実施できる場として、公園内運動施設と緑を身近に感じることができる環境整備を行う中で、心身の健康の増進と楽しさを実感することができる管理運営を行うこと。

5 当法人が目指す自然環境の保全

地域の生態に配慮し、人が自然に関わることにより、動植物の繁栄と希少種が生息する場を維持保全する必要があるため、積極的に環境整備を行い、市民が緑と触れ合う場所を提供していくこと。

Ⅲ 当法人が目指すそれぞれの分野の実現化方策としての自主事業

1 稲城市内の緑化推進事業

稲城市内の公園の利用者が安全で快適に利用できるように、公園機能の維持管理を行い、合わせて緑化の推進を図ることを目的に、市内公園、緑地において自主事業を行います。

1) 雑木林の再生活動（緑保全のための間伐）

それぞれの公園・緑地の樹林形態に合わせた維持管理方策として樹木維持管理区分マニュアルを策定し、中期、長期の計画に基づき樹林地管理を実施します。特に中央公園、城山公園をはじめとする雑木林及び園路周辺並びに植栽地では密集樹林により林床が暗くなり、本来多摩地域の持つ樹林環境とは異なってきた状況もあり、保全再生活動を行います。

2) 草花等の育成活動

公園内には花壇等が少ないことから、市内公園の環境にあった草花等を育成し、公園内に植栽区域を設け植栽します。

また、公共空地の緑化に活用できる草花等についても種や苗から育成し植栽活用を行います。

3) 公共空地緑化推進事業

文化センター、稲城駅前ロータリーや市立病院の公共空地を利用し、花苗を植栽して緑化推進を行います。

4) 環境リサイクル活動（剪定枝再生、腐葉土の生産と活用）

公園内の落葉や剪定枝を活用し、落葉を腐葉土として、剪定枝をウッドチップとしてマルチング材に活用してまいります。

2 緑と自然環境のふれあい事業

稲城市内の公園及び緑地の緑の保全と自然環境の維持及び再生に努めながら都市における緑化に関する普及啓発・推進を行うため以下の事業を行います。

1) 緑の講座及び観察会事業

園芸講座の開催やカタクリ、キンラン、ギンランの観察会を開催し、緑と自然環境にふれあう事業を行います。

2) 緑の普及写真展事業

都市緑化の普及啓発のため、公園に関わる花、樹木、四季等の写真展を開催し、緑に関心を持つよう普及事業を推進します。

3) 緑化推進等に関するボランティアの活動支援

稲城市内で緑化を推進するボランティアグループに対しては、中央公園内育成室(温室)及び植栽場所を貸与、肥料や種苗の提供、講習会の開催、情報交換の場所を提供し、市内の緑化推進活動を助成するなど、将来は1公園1ボランティア団体登録を目標として活動支援を行います。

4) ホタルの環境保全事業

ホタルの幼虫を上谷戸親水公園に放流し、ホタルが飛び交う河川環境の維持、自然再生の意識を啓発するとともに、ホタルの会の支援やホタル観賞のための周辺環境整備を行います。

5) 公園内運動施設や公園園路等を活用した健康増進事業

市民の健康増進事業として公園内運動施設や、公園内園路を活用した講座を開催します。

総合体育館トレーニングルーム内機器及びランニング走路やアリーナ、市民プール等を活用して、シェイプアップ講座を開催し、健康維持体力増進事業を行います。

また、スポーツ教室として、健康体操、卓球教室、バトミントン初級教室、ミニテニス教室、弓道教室、アスリート短距離教室、チャレンジ水泳教室、財団オリジナルフリーバウンドボール教室等を開催し、市内運動団体等との連携を強化し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めてまいります。

6) 緑の相談事業

園芸や植物管理に関する疑問や相談を窓口や電話等で受け、個別に相談・助言を行います。

7) 機関誌をはじめとした情報発信事業

都市緑化及び健康増進に関する事業案内の情報提供とPRを行うため、情報誌「さわやか」の毎月の発行とホームページによる情報提供を行います。

8) 資料提供事業

当財団が所有する自然、緑化、草花等園芸に関わる書籍の閲覧に供します。

3 公園及び公園内運動施設の管理運営事業

稲城市民の健康増進に関する普及啓発・推進を行うため、公園内運動施設の管理運営及び保守点検などを一体的に実施し、施設の貸出業務においても公共施設予約システムを活用し、効率性や利用者の利便、公平性に配慮したサービスの提供を行うほか、以下の業務を行います。

1) 公園内運動施設の利用増進、維持管理事業

市内公園及び公園内運動施設における指定管理事業を行います。

① 公園利用の適正マナーの周知

公園利用者に対し、掲示板設置による公園利用の際の注意事項を周知するほか、当法人職員による日々の巡回点検時に公園利用に関する注意事項やマナーの周知を行います。

② 公園隣接地との環境調整整備

公園と民地境界部分の樹木については越境等の課題が多くあることから、樹木の剪定、落葉の除去等について隣接者を交えた折衝を丁寧に行い、問題解決に努めます。

また、公園巡回点検は年末年始を除き毎日実施を基本とし、巡回時に置き去りゴミや危険物の回収を行います。

公園を利用した地域の催事についても、事前の除草や樹木剪定、消毒等を行い、地域の催事に支障のないよう協力します。

③ 公園緑地の清掃・環境整備

現在アダプトボランティアをはじめ市内の公園緑化・清掃ボランティアとの連携を強化し、さらに参加団体の拡大を図ることを目指し、ボランティア活動を支援します。将来的にはボランティアと協働して利用頻度の高い公園緑地の清掃、環境整備を目指します。

④ 公園内遊具、施設の安全利用のための点検及び補修等の維持管理

公園遊具や施設は日々の巡回を実施し、特に遊具については全遊具に対し毎月1回のチェックシートによる点検に加え、専門業者による総合点検を年1回実施し遊具の安全確保を行います。

また、前述のボランティア活動に加え、新たに公園モニター等（遊具の不具合や公園の利用等の情報提供）に関するボランティアを育成するなどの検討をします。

⑤ 公園内運動施設の管理保守点検事業

公園内運動施設の安全利用を維持するため、施設の安全保守点検を毎月1回チェックシートによる安全点検を実施し、施設の安全利用を確保します。

1	事業内容																					
稲 城 市 内 の 緑 化 推 進 事 業	<p>1) 雑木林の再生事業</p> <p>① 事業目的 ニュータウン内公園の雑木林を、10年～20年先を見据えた計画で管理する。</p> <p>② 事業内容 雑木林に密生した常緑樹等を間伐し、萌芽再生を図るとともに、希少野草の保護、育成を図り、里山再生維持を行う。</p> <p>2) 草花等の育成・調査研究事業</p> <p>① 事業目的 公園の維持管理をするにあたり、更なる技術向上を図る。</p> <p>② 事業内容 中央公園内ビニールハウス、育成地を使い草花や樹木等を種から育て、園内の植栽整備や市民提供等に活用する。</p> <p>3) 公共空地緑化推進事業 年間を通した季節に合った草花の公共用地内等への植替え</p> <p>① フラワーポット設置場所</p> <table border="1" data-bbox="287 873 1037 1131"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 公園・広場</td> <td>4</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>イ 文化センター</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ウ 公益施設関係</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>エ 鉄道駅</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>オ 市立病院</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 環境リサイクル事業</p> <p>① 事業目的</p> <p>ア 公園内の落ち葉を腐葉土として活用する。</p> <p>イ 平成16年度市で導入した車搭載型破砕機(タウンビーバー)を活用し、緑のリサイクル化を図る。</p> <p>ウ 平成24年度に導入した、竹用チップパー機を活用し竹林整備を行う。</p> <p>② 事業内容</p> <p>ア 資源の再利用として落ち葉を利用して腐葉土を作成し、作成した腐葉土を植栽事業等に利用するとともに総合体育館内で販売し、市民への緑化推進の寄与と意識の醸成を図る。</p> <p>イ 公園、一般家庭及び梨園等から出た剪定枝を破砕機で処理し、チップ化して多様な活用を図る。</p> <p>ウ 指定管理区域内竹林整備として竹用チップパー機を活用し、竹林内の間伐を行い、マルチング材として再利用を行う。また、上谷戸親水公園指定管理者と連携協働作業による竹林整備を行い、上谷戸親水公園指定管理者が行う事業協力を進める。</p>	区分	箇所	台数	ア 公園・広場	4	31	イ 文化センター	2	11	ウ 公益施設関係	6	11	エ 鉄道駅	1	2	オ 市立病院	1	20	計	14	75
区分	箇所	台数																				
ア 公園・広場	4	31																				
イ 文化センター	2	11																				
ウ 公益施設関係	6	11																				
エ 鉄道駅	1	2																				
オ 市立病院	1	20																				
計	14	75																				

2	事業内容
緑と自然環境のふれあい事業	<p>1) 講座、観察事業</p> <p>① 事業目的 市内緑化の普及啓発及び緑化に対する意識向上を図るため、園芸、山野草の観察会等を実施する。</p> <p>② 事業内容 ア 園芸や門松作り等の講座 イ 中央公園内の希少山野草(キンラン、ギンラン等)の観察会 ウ 城山公園内で、大丸野草の会と協働でカタクリ祭を実施</p> <p>2) 展示観賞事業</p> <p>① 事業目的 ア 野草と野草写真展 イ 公園写真展を開催し、緑を大切に理解を深め、併せて緑化の普及啓発を図る。 ウ 市内野草写真展 市内に咲く野の花写真を年間を通じて募集し、写真展を開催する。</p> <p>② 事業内容 ア 総合体育館内で野草と野草写真を展示観賞する。 イ 市内の公園写真を公募して、総合体育館内に作品を展示する。 ウ 市内の野の花写真を公募して、総合体育館内に作品を展示する。</p> <p>3) グリーンボランティア支援、協働事業</p> <p>① 事業目的 公園・緑地の緑化推進の一環として、市民との協働により事業展開を図る。</p> <p>② 事業内容 ビニールハウスや財団事務室北側の花壇、中庭の花壇、中央公園内ロックガーデンの花壇等を活用して、知識・技術の向上を図るとともに、広く市内各所の公園を利用した活動により、緑化の推進を図る。 また、オープンガーデン事業としてボランティアとの協働を進め、市内協力者個人宅の庭をオープンガーデンとして年2回、見学者の受け入れを進める。</p> <p>4) ホタル環境保全事業</p> <p>① 事業目的 上谷戸親水公園にホタルを復活させることを目的として、谷戸の再生を図り、地域の住民と協働でホタルの育成事業を行う。</p> <p>② 事業内容 ホタルが飛び始めて10年目を迎える。年間を通し上谷戸ホタルの会と育成作業や観賞時の安全対策の確保に努める。また、ホタル飛翔時期に「上谷戸ホタルの夕べ」と称してコンサートを実施する。</p>

5) 健康増進事業

① 事業目的

公園内の運動設備や施設及び市民プール等を活用して、市民の健康増進を図る。

② 事業内容

指定管理事業と自主事業を合わせて25種類227回の下記教室を行う。

ア 初心者導入教室(バドミントン、ミニテニス、弓道、フリーバウンドボール、卓球)

イ 健康体操教室(ポールコンディショニング、ゆる体操ほか)

ウ ステップアップ教室(リズム体操、シェイプアップ体操、ピラティスほか)

エ ジュニア体験教室(水泳教室、苦手体操教室ほか)

③ 推進努力

ア 毎月発刊の情報誌「さわやか」や市報紙を利用し、健康増進講座への参加者募集や健康増進に関わる記事掲載を行う。

イ 園路を使用して健康増進を実践する一般利用者も多いことから、園路の安全確保のため園路整備に努める。

6) 緑の相談事業

① 事業目的

植物の管理育成等の疑問に答え、植物に対する愛着を深め、併せて緑化普及啓発を図る。

② 事業内容

年間を通して随時相談を受け入れ、現地指導等も行う。

7) 情報の受発信事業

① 事業目的

都市緑化及び健康増進に関する事業案内について、情報PRを積極的に行う。

② 事業内容

ア 情報誌「さわやか」(年12回発行・カラー)を市内在住世帯や公共施設に配布する。

イ ホームページを活用して財団事業の情報提供を行う。

ウ ホームページ、利用者アンケート及び市に寄せられた市民要望等に対し、実践をもって応える。

8) 資料提供事業

① 事業目的

書籍情報

総合体育館内において、園芸、緑化関係等の書籍資料の提供を行い、緑化の普及啓発を図る。

② 事業内容

園芸、緑化関係等の書籍資料の閲覧を提供する。

1) 公園及び公園内運動施設の管理運営事業

① 事業目的

指定管理者として、稲城市内132か所の公園利用者が、安全で快適に利用できるように、公園機能の維持管理を行い、合わせて緑化の推進を図る。

管理にあたっては、市内に点在する、各公園の特性を十分把握し、多年の実績によるノウハウを発揮しながら、それぞれの特性をふまえた管理運営を行うとともに、利用者が安全に公園を利用できるよう、適切な管理をする。

ア 公園の安全性・快適性の確保

イ 市民・地域との協働と活動

ウ 効率的な管理運営と利用者要望に対する迅速な対応

② 事業内容

ア 公園内の清掃(トイレの清掃含む)

イ 公園内の遊具、施設の点検及び補修等の維持管理

ウ 公園内の芝生地、植栽地等の除草、刈り込み等

エ ファインタワー(展望塔)の開放(5月～10月、日曜日、祝日の午後開放)

オ 危険及び迷惑用具の使用などを巡回により、マナーの呼び掛けを行う。

カ 公園使用の承認及び使用料の徴収事務

キ 市内の駅及び公園並びに公共・公益施設等に市民との協働により草花等を植栽し、市内の緑化を図る。

ク 樹木名板を職場体験学習事業の一環として市内公園樹に設置する。

③ 対象公園

ア 都市計画公園・緑地

区分	箇所数	面積 (㎡)	主な公園名
街区公園	16	40,819.01	大丸第二公園他
近隣公園	4	106,856.54	稲城中央公園(第二公園)他
地区公園	2	163,811.04	城山公園他
総合公園	1	160,983.64	稲城中央公園
都市緑地	5	111,832.67	多摩川緑地公園他
合計	28	584,302.90	

イ その他の都市公園・緑地

区分	箇所数	面積 (㎡)	主な公園名
街区公園	67	84,310.98	押立児童公園他
都市緑地	47	301,718.70	堅神社公園他
合計	114	386,029.68	

ウ その他の公園

区分	箇所数	面積 (㎡)	主な公園名
その他	5	3,553.52	三沢川矢野口親水公園他
	8	5,543.13	なかよしちびっこ広場他
合計	13	9,096.65	

【全体】

面積 (㎡)	箇所数	人口 (人) H28.1.1現在	市民1人当り 面積
979,429.23	155	87,461	11.2

複数公園を一として 捉えた箇所数	132
---------------------	-----

2) 運動施設の管理運營業務の受託事業

① 事業目的

指定管理者として、市内公園内の運動施設の管理運営及び保守点検などを行い、利用者が安全で快適に利用できるように努める。

運動施設の利用者のニーズに応え、適切な管理や指導を行う。

② 事業内容

施設内業務

ア 建物及び設備の保守管理

イ 施設の整備、点検、維持管理

ウ 建物内の清掃、衛生管理

エ 施設の備品や物品の保守管理及び修繕

オ 施設利用の受付及び案内

カ 施設利用者の使用料の徴収業務

キ 公共施設予約システム利用者への利用説明

下記公園内運動施設の維持管理と運營業務を行う。

施設名	備考
ア 総合体育館	メインアリーナ他 駐車場 (226台)
イ 総合グラウンド	400mトラック他 駐車場 (39台)
ウ 中央公園野球場	軟式野球場 駐車場 (24台)
エ 若葉台公園多目的広場	野球・サッカー他 駐車場 (51台)
オ 多摩川緑地公園	野球場他 駐車場(約50台)
カ 大丸第2公園市民プール	流水プール他
キ テニスコート	
北緑地公園	砂入り人工芝 6面 駐車場 (78台)
城山公園	ハードコート 2面 駐車場 (10台)
大丸公園	砂入り人工芝 2面 駐車場 (42台)
若葉台公園	砂入り人工芝 4面 駐車場 (25台)
ク 松葉公園内健康運動施設	トレーニングマシン6基

平成 28 年度

収 支 予 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

収支予算書

平成28年04月01日から平成29年03月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	525,000	525,000	0	
基本財産運用収入計	525,000	525,000	0	
(2) 事業収入				
緑化推進事業収入	570,000	530,000	40,000	
健康増進事業収入	0	474,000	▲474,000	
普及啓発事業収入	400,000	800,000	▲400,000	
受託事業収入	457,222,000	456,507,000	715,000	
事業収入計	458,192,000	458,311,000	▲119,000	
(3) 寄附金収入				
寄附金収入	5,000	5,000	0	
寄附金収入計	5,000	5,000	0	
(4) 雑収入				
雑収入	500,000	2,000,000	▲1,500,000	
雑収入計	500,000	2,000,000	▲1,500,000	
事業活動収入計	459,222,000	460,841,000	▲1,619,000	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出				
給料手当支出	28,294,000	29,547,000	▲1,253,000	
福利厚生費支出	4,938,000	5,153,000	▲215,000	
臨時雇賃金支出	4,170,000	4,524,000	▲354,000	
通信運搬費支出	23,000	23,000	0	
消耗器具備品費支出	360,000	496,000	▲136,000	
消耗品費支出	9,123,000	9,023,000	100,000	
光熱水料費支出	64,459,000	64,249,000	210,000	
印刷製本費支出	1,706,000	2,624,000	▲918,000	
修繕費支出	15,365,000	15,363,000	2,000	
燃料費支出	814,000	978,000	▲164,000	
賃借料支出	7,396,000	7,843,000	▲447,000	
諸謝金支出	120,000	120,000	0	
保険料支出	1,401,000	1,446,000	▲45,000	
委託費支出	287,460,000	286,689,000	771,000	
雑支出	170,000	170,000	0	
事業費支出計	425,799,000	428,248,000	▲2,449,000	
(2) 管理費支出				
役員報酬支出	212,000	212,000	0	
給料手当支出	17,298,000	15,681,000	1,617,000	
福利厚生費支出	3,458,000	3,139,000	319,000	
臨時雇賃金支出	10,616,000	10,938,000	▲322,000	
光熱水料費支出	651,000	651,000	0	
旅費交通費支出	26,000	26,000	0	
交際費支出	15,000	15,000	0	
通信運搬費支出	65,000	65,000	0	
消耗品費支出	471,000	471,000	0	
印刷製本費支出	22,000	22,000	0	
賃借料支出	2,783,000	2,783,000	0	
保険料支出	54,000	58,000	▲4,000	
租税公課支出	350,000	350,000	0	
支払負担金支出	175,000	175,000	0	
委託費支出	288,000	279,000	9,000	
雑支出	310,000	310,000	0	
管理費支出計	36,794,000	35,175,000	1,619,000	
事業活動支出計	462,593,000	463,423,000	▲830,000	

収支予算書

平成28年04月01日から平成29年03月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
事業活動収支差額	▲3,371,000	▲2,582,000	▲789,000	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	448,000	177,000	271,000	
財政調整引当資産取得支出	3,819,000	1,000	3,818,000	
特定資産取得支出計	4,267,000	178,000	4,089,000	
投資活動支出計	4,267,000	178,000	4,089,000	
投資活動収支差額	▲4,267,000	▲178,000	▲4,089,000	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	▲7,638,000	▲2,760,000	▲4,878,000	
前期繰越収支差額	8,107,000	12,153,000	▲4,046,000	
次期繰越収支差額	469,000	9,393,000	▲8,924,000	